

(平成24年6月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（30万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月1日から55年10月1日まで

申立期間の標準報酬月額が3万円と記録されていることが分かった。私は、申立期間の前後を含め、A社B支店に通常勤務しており、給与が3万円に下がったことは無い。給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人のA社B支店における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、昭和54年8月1日の月額変更により3万円とされていることが確認できる。

しかし、申立人が提出した給与支払明細書によると、申立人は、申立期間について、標準報酬月額30万円に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

また、A社では、被保険者ごとに社会保険被保険者台帳を作成して、事業所間で引き継ぐことにより、同社在職期間中の被保険者情報を一貫して管理しているところ、同台帳には、昭和54年8月1日の報酬月額が29万9,147円、随時改定の標準報酬月額が35等級（30万円）である旨記録されていることが確認できる上、申立期間前後の標準報酬月額が、53年10月から54年7月までは26万円、55年10月から56年9月までは28万円であることから判断すると、事業主が報酬月額を3万円と誤って届け出たとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（30 万円）に係る届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を 30 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年5月から平成元年3月までの期間及び同年6月から2年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年5月から平成元年3月まで
② 平成元年6月から2年3月まで

平成4年11月から5年5月頃までの間に、役場の職員から「年金が未納であるので、未納分を一括で納付するように」と言われた。そこで、母親が、農協にあった自身の口座から26万円ぐらいを引き出して、申立期間の国民年金保険料を役場の窓口に現金で一括納付してくれた。確かに納付したので、未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親は、平成4年11月から5年5月頃までの期間に、A町役場窓口で国民年金保険料を一括納付したと主張しているが、この期間において、申立期間の保険料については、時効により納付することができない期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年1月に払い出されていることが確認できることから、この時点では、申立期間のうち、昭和62年5月から同年9月までの保険料については時効により納付することができない期間であり、同年10月から平成元年3月までの期間及び同年6月から2年3月までの期間の保険料については、納付可能であるものの、その金額は、申立人の母親が一括納付したとする保険料額(26万円程度)とは合致しない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料の原資として、その母親が農協にあった母親名義の預金口座から26万円ぐらいを引き出したと主張しているが、B農協から提出された当該預金口座に係る母親の取引確認調査書には、申立人が

主張する金額又はこれを上回る金額の引出記録が記載されておらず、その申立内容には齟齬がある。

なお、オンライン記録によると、申立人について、平成3年2月7日に過年度保険料（元年1月から2年3月までの分）に係る納付書が作成されていることから、この時点において、当該過年度保険料は未納であったことが推認できる。

加えて、申立人の母親が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。